

平成29年 死亡災害発生状況（確定）

秋田労働局

No	署別	発生日	業種名	年齢 経 験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	本 荘	3月	その他の土木事業 (3-1-99)	40 歳代 (20~30 年)	墜落、転落	はしご等	国道に設置している防雪柵をたたんで下に収納するため、被災者は、道路側から梯子に上がりピンを抜く作業をし、もう1人は道路反対側において梯子上、もう1人がクレーン機能付きドラグ・ショベルを運転し防雪柵を吊る作業をしていた。 被災者が梯子上にいたとき、何らかの理由で梯子が倒れ墜落した。
2	秋 田	5月	運転代行業 (4-2-9)	60 歳代 (1~5 年)	交通事故	乗用車	運転代行業務でお客と車両を送り届けた後、事業場に戻る途中、県道の右カーブを曲がりきれずにガードレールに衝突した後、電柱に助手席側を激突させたもの。被災者は助手席に乗っていて被災した。
3	秋 田	5月	建築工事業 (3-2-1)	60 歳代 (40~50 年)	墜落、転落	はしご等	屋根の塗装の確認作業のため、事務所1階の屋根に上り、更に隣の建物に移るため、たたんだままの脚立を隣の屋根の端にたてかけて上がっているとき、脚立が滑り、倒れたことにより、脚立から地面に転落した。
4	能 代	5月	セメント・同製品製造業 (1-9-1)	30 歳代 (0~1 年)	飛来・落下	構築物等	大型のコンクリート二次製品（ボックスカルバート）を製作する過程で使用した型枠を解体する際に、横側の型枠（重量推定約800kg）を手動によりレール上をスライドさせることでボックスカルバートからははずす際、当該型枠がレールからはずれて倒れたために、被災者が下敷きとなった。
5	秋 田	6月	非鉄金属精錬業 (1-11-1)	40 歳代 (5~10 年)	はさまれ・巻き込まれ	ベルトコンベア	ベルトコンベアのローラーに付着したかす等を金属製のヘラを用いて取り除く作業をベルトコンベアを動かしたまま行っていたところ、搬送ベルトとローラーの間に右腕を巻き込まれた。ベルトコンベアは自動停止したが、胸を圧迫され窒息した。
6	横 手	7月	道路建設工事業 (3-1-6)	60 歳代 (10~20 年)	崩壊・倒壊	仮設物	被災者は同僚らと共に仮設防護柵の撤去作業を行っていたところ、高さ4mの支柱（重量：約470kg）が倒壊し、当該支柱が被災者の頭部、肩口に激突した。災害発生直前、被災者らは支柱を固定していたボルトの一部を外す作業を行い、一時的に、当該クレーンの傍らで待機していた。
7	秋 田	7月	電気通信工事業 (3-3-1)	60 歳代 (10~20 年)	交通事故	乗用車	高圧ケーブル張替作業を深夜に行っていたが、資材が不足したため、資材が届くまでの間作業を中断し、歩道上の巻取車付近で待機していたところ、走行中の乗用車が歩道に突っ込んできて、被災者、同僚及び警備員がはねられ、そのうち被災者が死亡した。
8	能 代	9月	その他の建設工事業 (3-3-9)	60 歳代 (20~30 年)	激突され	移動式クレーン	長さ17メートルの鋼管に幅1.4メートル、高さ1メートル程の細管が約120本溶接された鉄製配管（重量6.7トン）の鋼管部分を2点吊りし、移動式クレーンにより移動作業中、木製の台座の上方20センチメートルまで下ろしたところ、玉掛けしていた鋼管の上方に細管があり、重心が高かったため、吊っていた鋼管を中心として鉄製配管が地面方向に回転し、台座付近で位置決めをしていた被災者が細管の突出部分に激突され、細管と台座の間にはさまれた。
9	秋 田	9月	木造家屋建築工事業 (3-2-2)	60 歳代 (10~20 年)	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	一部2階建て一般木造住宅の解体工事において、釘で打ち付けられた垂木と鼻隠しを取り外すため、高さ約5mの2階桁及び火打材に足をかけバールを使用して軒先側にあおろうとしたところ、バランスを崩し、隣の庭に墜落した。
10	能 代	11月	木材伐出業 (6-2-1)	50 歳代 (30~40 年)	激突され	立木等	私有林内において、被災者が立木（ナラの木、樹高約18.6m、胸高直径約32cm）を伐倒したところ、伐倒方向側6.5m先にあった別の立木（ナラの木）の枝等に接触したことにより伐倒木の元口側が被災者の方向へ跳ね上がり、跳ね上がった方向にいた被災者が伐倒木に打たれ下敷きになった。